第十九条の十第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第四項中「第十九条の四から第十九条の七まで」を「第十九条の四第一項（第二号を除く。）、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十九条の十五第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の十六第二項中「第十九条の九」を「第十九条の九第一項」に改める。

第十九条の十七第一項中「基準適合原動機設置対象船舶である」を削る。

第十九条の二十一第一項中「適合する燃料油」の下に「（以下「基準適合燃料油」という。）」を加え、同項第二号中「政令で定める基準に適合しない」を「基準適合燃料油以外の」に改め、同条に次の四項を加える。

3　第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかつた場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用しない。

4　前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5　第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6　前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十九条の二十一の次に次の一条を加える。

（燃料油変更作業手引書）

第十九条の二十一の二　航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更（国土交通省令で定める方法によるものに限る。）をする船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

第十九条の二十四の次に次の一条を加える。

（揮発性物質放出防止措置手引書）

第十九条の二十四の二　原油の輸送の用に供するタンカー（以下「原油タンカー」という。）の船舶所有者は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が、当該原油タンカーからの揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項について、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該原油タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2　前項の規定による揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3　原油タンカーの船長は、第一項の揮発性物質放出防止措置手引書（以下「揮発性物質放出防止措置手引書」という。）に定められた事項を、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

第十九条の二十五中「船舶を」を「特別の用途のものを」に改め、「設備」の下に「（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）」を加える。

第四章の五の章名中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の三十六の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に、「又は海洋汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、「という。）が」の下に「それぞれ」を、「において同じ。）」の下に「又は第八条の二第二項」を加え、同表に次のように加える。

原油タンカー	当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された揮発性物質放出防止措置手引書

第十九条の三十七第一項中「及び当該大気汚染防止検査対象設備」を「、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、「第七条の二第二項」の下に「若しくは第八条の二第二項」を加え、「又は第十九条の七第四項」を「、第十九条の七第四項」に改め、「第十九条の二十六第二項」の下に「又は第十九条の二十四の二第二項」を加え、「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十九条の三十八中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の三十九中「掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十一第一項及び第二項中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十六第一項中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「、大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十九条の四十八第一項及び第十九条の五十一第一項中「掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十二第二項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十三第二項中「（大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を、「設置されている大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十四中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第三十三条第二項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第五十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第八条の三第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条第一項第八号中「第十九条の九」を「第十九条の九第一項」に改める。

第五十六条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

第五十六条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第十九条の二十一第六項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して燃料油を使用した者

第五十七条第一号中「第五条の三第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二号中「第七条第一項」の下に「、第八条の二第四項」を加え、同号の次に次の三号を加える。